

## Q & A

No	分類	質問内容	回答
1	運用	従来通り、紙による契約も可能か。	可能です。事業者が電子契約を希望する場合のみ、電子契約とします。
2	運用	電子契約書のファイルを、1ファイル辺り10MB程度にしてほしい。	入札の手続きにおいて、電子入札システムに仕様書等をアップロードします。1ファイルあたり10MBが上限となりますので、希望に沿う形になると思われます。
3	運用	電子契約は変更契約に対応しているか。	対応しています。なお、当初の契約が紙又は電子契約に関わらず、変更契約が電子契約に対応可能な案件であれば、その都度事業者が選択できます。
4	運用	「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」は、契約の都度、提出する必要があるか。	契約案件ごとに提出が必要です。
5	運用	契約締結権限者と契約担当者が同一の場合、「電子契約意向確認書兼契約用メールアドレス確認書」にはどのように記載したらよいか。	契約締結権限者の欄にのみ記載してください。
6	運用	メールアドレスは社内の共有メールアドレスでもよいか。	共有メールアドレスでも構いませんが、権限のない者が契約締結権限者として署名を行うことの無いよう、ご注意ください。
7	運用	契約締結権限者と契約担当者が別の場合で、同一のメールアドレスを使用することができるか。	できません。別々のメールアドレスを設定するか、契約締結権限者による承認のみとするなどの対応をお願いします。
8	運用	契約締結権限者は競争入札参加資格申請時に届出している受任者だと思うが、社内で受任者より委任を受けた代理人が承認しても問題ないか。 また、最初に「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出するとのことだが、提出後の承認者の変更は可能か。	契約締結権限を有しない者が承認をすることが無いようにしてください。 また、確認書の提出後の承認者の変更については、電子契約サービスの仕様上、書類のアップロードや承認ルートの設定等、全ての手順をやり直すこととなりますので、お控えいただきますようご協力をお願いします。
9	運用	JV案件での電子契約の場合は、代表構成員が承認すればよいか。	代表構成員及び構成員の承認が必要となります。よって、代表構成員及び構成員は「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」をそれぞれが提出してください。これにより、岐阜市の方で電子契約サービスの承認ルートに代表構成員及び構成員を加えます。
10	電子契約サービス	電子契約サービスを利用するための費用は必要か。	不要です。ただし、電子契約サービスを利用する際に発生するインターネット通信料は事業者負担となります。

## Q & A

No	分類	質問内容	回答
11	電子契約サービス	電子契約サービスの手続きに関して、岐阜市からまず「契約担当者」にメールが届くのか。それとも並行して「契約締結権限者」にも届くのか。 「契約担当者」が契約内容確認後、「契約締結権限者」に転送され承諾する、という流れだと思うが、「契約締結権限者」が承諾した後は、「契約担当者」にも情報は共有されるのか。	岐阜市からまず「契約担当者」にメールが届き、「契約担当者」が承認後、「契約締結権限者」にメールが届きます。 また、「契約担当者」と「契約締結権限者」の情報共有についてですが、契約締結後、その旨を通知するメールが「契約担当者」、「契約締結権限者」それぞれのメールアドレスに届きます。
12	電子契約サービス	承認をする際に、契約書の内容の誤りに気付いた場合、どのように処理すればよいか。	電子契約サービス上で「同意せずに却下する」処理を行ってください。その際、却下理由を入力していただくか、岐阜市の発注課（契約課または上下水道事業政策課）までご連絡ください。
13	電子契約サービス	電子契約サービスによっては、電子契約書に印影を付けることを要求されることもあるが、岐阜市の場合は印影は必要なのか。	電子署名が紙契約での押印の代わりに役割をしますので、印影は不要です。
14	電子契約サービス	電子契約により契約締結した場合、契約書のPDFファイルに電子署名が付与されている事はどのように確認すればよいか。	「Adobe Acrobat Reader」にて契約書のPDFファイルを開くと、上部に署名パネルが表示されるので、そちらをクリックすることで確認できます。
15	電子契約サービス	契約締結済の契約書は、どのメールアドレスに送付されるのか。	承認ルート上の全員のメールアドレス宛てに、「契約締結完了のお知らせメール」が送付され、そのメールに電子契約書が添付されます。
16	電子契約サービス	契約締結済みの契約書はいつまで閲覧できるか。	電子契約書のデータ容量が6MBを超える場合は、メールに添付されないため、メール内のURLからアクセスして契約書をダウンロードしてください。URLは10日間のみ有効です。
17	電子契約サービス	過去の契約書を確認したいときは、契約締結通知のメールから確認するだけで良く、特にID、パスワードで電子契約サービスにログインする必要はないか。	契約書のデータ容量が6MB未満であればデータがメールに添付されますので、ログイン等をしなくても内容を確認できます。また、データ容量が6MBを超える場合、契約書をダウンロードするためのURLがメールにて送付されます。こちらの有効期間は10日間となります。なお、有効期間を超えた場合に、契約書の内容を確認する場合は、電子契約サービスに登録の上、ログインする必要があります。
18	契約保証	電子契約の場合、契約保証の手続きはどうなるのか。	「電子保証」については、今後導入を検討します。 保証証書等の原本については、今までと変わらず担当課への提出が必要です。また、契約課では保証証書等の写しの提出を求めています。電子契約の導入を機に、LoGoフォームでの写し（電子データ）の提出も可とします。

## Q & A

No	分類	質問内容	回答
19	契約保証	契約書の承認と契約保証証書の提出は同じタイミングではできない。 承認日と提出日に差異が出るのは問題ないのか。	提出日に差異が出るのは止むを得ないと考えます。ただし、契約締結日（原則、落札決定日から5開庁日後）の前日までに保証証書の写しをご提出ください。
20	契約保証	契約保証を申請する際、金融機関によっては、契約書を袋とじて受注者のみ押印した状態の写しを求められ、落札者決定通知書のみでは認めていただけない状態である。 電子保証が未対応ということであれば、紙契約で進めるしか方法がないのか。	電子保証については今後導入を検討します。 電子契約により契約締結する場合、まず契約書の表紙（契約締結日、工期等記載）のみを受注者にお送りします。これで保証の手続きができない場合は、大変申し訳ありませんが、紙契約でご対応ください。
21	契約締結日	落札決定から契約締結日まで5開庁日しかなく、契約保証の手続きも考えると難しいのではないのか。	契約締結日は原則落札決定から5開庁日後としていますが、もし難しいようであれば、個別に設定しますので、「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」提出時に申し出てください。ただし、「岐阜市競争入札心得」には、7開庁日以内に契約を締結しなければならないと規定していますので、事業者の皆様もご協力をお願いします。
22	契約締結日	契約締結日が落札決定日から5開庁日後では、契約保証の手続きを含めると日程に余裕がない。本来、1週間以内に契約すればよいはずだが、電子契約の方が日程に余裕がなくデメリットに思われる。	No21の回答をご確認ください。
23	契約締結日	契約保証と解体工事に要する費用等に係る書類（リサイクル）の準備、契約期間を考えると5日間は短すぎる。	No21の回答をご確認ください。
24	契約締結日	電子契約の場合、契約締結日を落札決定日の5開庁日後に設定することだが、工期はそのままスライドできるか。	電子契約のために要する時間を考慮した上で、適切な工期設定に努めてまいります。
25	契約締結日	事業者は、電子契約サービスからメールを受け取ったあと、いつまでに承認をすれば良いのか。	契約書に記載された日付（原則、落札決定から5開庁日後）の前日までに承認をしてください。
26	契約締結日	契約書の日付（契約締結日）はどうなるのか。	落札決定日の5開庁日後の未来日を設定します。例として、落札決定が10/1(火)の場合は、契約締結日は10/7(月)となり、その日までに電子署名を行うようにします。
27	契約締結日	契約書の表紙に記載される契約日は、落札決定日か、それとも契約締結日か。 また、電子契約書への承認依頼のメールが届いた時点で、契約書表紙に契約日は記載されているか。	契約書の表紙に記載される日付は、契約締結日となります。また、契約書は日付を記載した上で電子契約サービスにアップロードしますので、承認依頼のメールが届いた時点で、契約日は記載されていることとなります。
28	その他	契約締結後の書類（着手届や工程表など）はどうなるか。	従来どおりの紙、または、インターネット上で工事関係書類を共有できるASP（情報共有システム）のどちらかになります。ASPについては工事検査室にお問い合わせください。